

区分所有法 管理組合法人 管業 H01-38-3 <<#817>>

【問】正誤をつけよ。

管理組合法人は、管理者を置くことができない。

【答え】正しい

★
《ポイント1》 管理組合法人 管業【★入門】 宅建【★基礎必須】

11 第4節(「管理者」)の規定は、管理組合法人には、適用しない。(区分法47条11項)

⇒ 管理組合法人においては、管理者を選任することができない

6 管理組合法人は、その事務に関し、区分所有者を代理する。(区分法47条6項)

⇒ 3条の団体の場合、管理者は、その職務に関し、区分所有者を代理する。

《ポイント2》 理事 管業【★入門】 宅建【★基礎必須】

管理組合法人には、理事を置かなければならない。(区分法49条1項)

《ポイント3》 監事 管業【★入門】 宅建【★基礎必須】

管理組合法人には、監事を置かなければならない。(区分法50条1項)